

# 令和7年度 大崎上島町立大崎上島幼稚園

## いじめ防止基本

### 第1章 いじめ防止に関する本園の考え方

1. 基本理念
2. いじめ定義
3. いじめ防止のための組織
4. 年間計画

### 第2章 いじめの未然防止

1. 基本的な考え方
2. いじめ防止のための措置

### 第3章 組織対応

1. いじめが起こった場合の組織的対応の流れ
2. 監督官庁、警察、地域の関連機関との連携

---

### 第1章いじめ防止に関する本園考え方

#### 基本理念

いじめは、その子供の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子供の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりすることは絶対に許されないという姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応ずることが大切である。そのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない園児の意識を育成することになる。

そのためには、園として教育活動のすべてにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、園児を一人ひとり多様な個性をもつかけがえのない存在として尊重し、園児の人格のすこやかな発達を支援するという幼児観、教育観に立って指導を徹底することが重要となる。

本園では、園教育目標を「心豊かに、のびのびとたくましく生きぬく子供」に基づき、知徳体のバランスがとれた教育を行っている。全ての児童の健全な成長のために人権教育に重点を置くものとし、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに幼稚園いじめ防止基本方針を定める。

## 2. いじめの定義

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは園児に対して、当該園児が在籍する園に在籍している当該園児と一定の人的関係にある他の園児が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった園児が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ☐ 理由もなく意地悪なことをされる。
- ☐ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ☐ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ☐ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ☐ 私物をとられたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ☐ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ☐ パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

### (2) いじめに対する教員の基本姿勢

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた園児の立場に立つこと。たとはいじめられても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該園児の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認すること。

いじめに対して教員がとるべき基本姿勢としては、以下のようなものがある。

- ☐ いじめはどの園児にも、どの園にも起こりうるものである。
- ☐ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ☐ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ☐ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方はしない。
- ☐ いじめはその行為の態度により、暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する。
- ☐ いじめは教職員の園児や指導の在り方が問われる問題である。
- ☐ いじめは園、家庭、地域社会等全ての関係者それぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。

### 3. いじめ防止のための組織

- (1) 名称:「いじめ防止対策委員会」
- (2) 構成委員:園長、主任教諭、教諭、園評価委員
- 【調査班】 主任教諭、担任
- 【対応班】 主任教諭、担任
- (3) 役割:①幼稚園いじめ防止基本方針の策定
- ②いじめ未然防止
  - ③いじめ対応
  - ④教職員の資質向上のための園内研修
  - ⑤年間計画の企画と実施
  - ⑥年間計画進捗のチェック
  - ⑦各取り組みの有効性の検証
  - ⑧幼稚園いじめ防止基本方針の見直し
  - ⑨緊急対応

### 4. 年間計画

平素からいじめ未然防止の大切さについての共通理解を図るため、全教職員・園児・保護者に対して「いじめ防止」のための取り組みを以下のように組織的に行う。

| 学期  | 月  | 場                            | 内容                                                                                                       | 対象                                |
|-----|----|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 1学期 | 4月 | 職員会議<br><br>みんなの集い<br>交通安全教室 | いじめ防止基本方針・人権教育指導計画<br>道徳年間計画の見直し・作成<br>学級経営案の作成、検討<br>特別支援教育計画<br>情報発信(園だより、学級だより)<br>友だちに関する話<br>命に関する話 | 教員<br>教員<br>教員<br>保護者<br>園児<br>園児 |
|     | 5月 | 園行事                          | お迎え遠足                                                                                                    | 園児                                |
|     | 6月 | みんなの集い                       | 約束に関する話                                                                                                  | 園児                                |
|     | 7月 | 園行事<br><br>個人懇談会             | 七夕まつり・大崎分教室との交流<br>防犯教室<br>保護者との情報共有                                                                     | 園児<br>園児<br>保護者・教員                |
|     | 8月 | 園行事<br>町人権研修会                | 平和の集い<br>人権研修                                                                                            | 園児<br>職員                          |

|     |     |                            |                                                                          |                                    |
|-----|-----|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 2学期 | 9月  | 職員会議<br><br>町敬老会<br>みんなの集い | 学級経営案の点検・見直し<br>個別の支援計画見直し・追記<br>敬老会参加<br>おじいちゃんおばあちゃんのお話                | 職員<br>園児<br>園児                     |
|     | 10月 | 園行事                        | 施設訪問<br>秋の遠足                                                             | 園児<br>園児                           |
|     | 11月 | みんなの集い<br>町 P 連講演会         | 友だちのお話②<br>人権研修                                                          | 園児<br>保護者・職員                       |
|     | 12月 | 個人懇談会<br>町人権講演会            | 保護者との情報共有<br>人権研修<br>クリスマス会・大崎分教室さんとの交流<br>学級経営案の点検・見直し<br>個別の支援計画見直し・追記 | 保護者・教員<br>保護者・教員<br>園児<br>職員<br>職員 |
| 3学期 | 1月  | 園行事                        | 町サロンさんとの交流                                                               | 園児                                 |
|     | 2月  | 園行事                        | 町サロンさんとの交流                                                               | 園児                                 |
|     | 3月  | 職員会議                       | 学級経営案の点検・見直し<br>個別の支援計画見直し・追記<br>新年度の計画立案                                | 職員<br>職員<br>職員                     |
| その他 | 随時  | 職員会議                       | 各学級からの実態報告<br>各関係機関との連携                                                  | 職員                                 |

## 第2章 いじめ防止未然防止

### 1. 基本的考え方

いじめの未然防止にあたっては、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む教育活動を、学級活動、異年齢活動、行事活動等それぞれの特質に応じた、総合的に推進する必要がある。これらの活動を通して、園児が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築けるように、全教員は目的意識をもって日々取り組みねばならない。そうすることにより、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

### 2. いじめの未然防止のための措置

#### (1) いじめについての共通理解

いじめの態度や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や園内研修で周知を図り、平素から教職員全体の共通理解を図る。また、園児に対

しても学級活動などで、適宜いじめ問題について触れ、「いじめは絶対に許されることではない」との雰囲気を園全体に醸成していく。

## (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

人権教育・園行事の充実、本の読み聞かせ活動・日頃の教育活動などの推進により、園児の社会性を育む機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や自分の行動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、園児が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

## (3) 教職員の指導上の注意

いじめや加害の背景には、遊びや人間関係のストレスが関わっていることを踏まえ、主体的に遊べない焦りや劣等感などを生まないように、一人一人を大切にしたい楽しい教育環境づくりを進めていく。また、学級・異年齢での人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、ストレスに適切に対処できる力を育む。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、園児を傷つけたり、園児によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。

# 第3章 いじめの早期発見

## 1. 基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われるという認識の上に立つ。たとえ些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。また、日頃から園児の見守りや信頼関係の構築などに努め、園児が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、職員相互が積極的に園児の情報交換を行い、情報を共有する。

## 2. いじめ早期発見のための措置

- (1) 園は、保育中の園児の様子に目を配るなどして日々園児観察を行うことにより、いじめの早期発見に努める。また、連絡帳や懇談会(学級・個人)の実施などにより、いじめの実態把握に取り組むとともに、園児が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- (2) 家庭と連携して園児を見守り、健やかな成長を支援していく。
- (3) 園児や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検し、園における教育相談について周知し、園児及び保護者、教職員がいじめに関して相談できる体制を整備する。
- (4) 教育相談などで得た園児の個人情報については、対外的な取り扱いの方針を明確にし、適切に扱うものとする。

# いじめ対応マニュアル

大崎上島幼稚園

## ◆いじめ基本認識

- ・ いじめは「人間として絶対に許されない」という強い認識に立つ。
- ・ いじめ問題に対して、子供の立場に立った指導を行う。
- ・ いじめ問題は教師の在り方が問われる問題である。
- ・ 関係者が一体となって取り組む必要がある。

